

南部町の税シリーズ第1弾

国民健康保険税

その1

国民健康保険税とは

国民健康保険税は、国民健康保険制度を支える大きな財源です。病気やけがの治療にかかる医療費は、病院の窓口で支払う自己負担分、国・県・町の補助金、そして国民健康保険税でまかなわれています。

また、介護保険制度の保険料（40歳以上65歳未満の加入者が対象）も「介護納付金分」として国民健康保険税に含まれ、今年度からは後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金分」も納めていただくこととなりました。

賦課期日は4月1日で、加入者の収入や人数等に応じて世帯ごとに計算し、世帯主がその世帯の保険税をまとめて納めることとなります。世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、

世帯に1人でも国民健康保険の加入者がいれば、納付の義務者は世帯主（擬制世帯主）となります。

賦課期日後に納税義務の発生や消滅、世帯内の被保険者の異動（出生・死亡・転入・他保険加入・他保険離脱等）があつた場合は、月割課税になります。

保険税額の計算方法（平成20年度）

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得（所得割）、本年度の固定資産税（資産割）、本年度の被保険者数（均等割）、世帯（平等割）に基づいて算定されます。

賦課額は、医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金分（後期分）、介護納付金分（介護分）ごとに算出し、その合計額が今年度の税額となります。

国民健康保険税の納期

国民健康保険税（年金天引きの特別徴収を除く。）は、7月から翌年の2月までの8回に分けて納めていただきます。（普通徴収）

国民健康保険税の年金天引き（特別徴収）が始まります

平成20年10月から、65歳以上の国民健康保険世帯主の保険税は年金から天引き（特別徴収）となります。（納付方法は下段をご覧ください。）

※ 年金から徴収される方は次の条件を満たしている場合に限りです。

- ① 国民健康保険世帯主を含む国民健康保険に加入している世帯員全員が、65歳から75歳未満である
- ② 国民健康保険世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、かつ、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えないこと

※ 該当の方には7月中旬にお配りした納税通知書の中に「特別徴収税額の通知書」を同封しています。ただし、次の要件を満たす方は、申

し出により、国民健康保険税を年金天引き（特別徴収）ではなく、口座振替で納めていただくことができます。

- ① これまで、国民健康保険税を滞納することなく確実に納めている方
- ② これから国民健康保険税を、口座振替で納めていただける方

※ これまで、納付書で納めておられた方は、事前に金融機関の窓口で口座振替の手続きを行っていただく必要があります。

※ 申し出時期によって年金天引き中止の月が変わります。（これから申し出をされる場合は、12月以降の年金天引きからの中止となります。）

国民健康保険税の注意点

国民健康保険は、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険制度に基づいて確立された保険のため、社会保険等を抜けた人は、国民健康保険等に加入しなければなりません。手続きが遅れると、さかのぼって国民健康保険税が課税されることとなります。

保険税額の計算のしかた

○医療分（全加入者対象）						
所得割 (前年中の所得額－基礎控除額33万円) × 4.22%	+	資産割 今年度の固定資産税額 × 19.54%	+	均等割 国保加入者数 × 15,600円		
				+		
				+	平等割 1世帯あたり12,900円	
課税限度額（年額47万円）を超えた分は切り捨てます						
○後期分（全加入者対象）						
所得割 (前年中の所得額－基礎控除額33万円) × 2.58%	+	資産割 今年度の固定資産税額 × 12.30%	+	均等割 国保加入者数 × 9,800円		
				+		
				+	平等割 1世帯あたり8,000円	
課税限度額（年額12万円）を超えた分は切り捨てます						
○介護分（40歳～64歳対象）						
所得割 (前年中の所得額－基礎控除額33万円) × 1.57%	+	資産割 今年度の固定資産税額 × 8.95%	+	均等割 国保加入者数 × 8,300円		
				+		
				+	平等割 1世帯あたり4,400円	
課税限度額（年額9万円）を超えた分は切り捨てます						
医療分	+	後期分	+	介護分	=	1年分（4月～3月分）の国民健康保険税額

国民健康保険は、会社などの健康保険を抜けると、その日から資格が得られます。手続きをせずにそのままにしておき、後になって急に保険証が必要となり、あわてて加入の手続きをして、国民健康保険は他の健康保険を喪失した日から取得日となるので、数ヶ月分の保険税がまとめて請求されることとなります。

また、社会保険等に加入した場合は、国民健康保険から抜ける手続きをする必要があります。（社会保険等に加入したからといって、自動的に国民健康保険から抜けるわけではありません）手続きをしないままですと、国民健康保険税が課税されたままになります。資格の異動があつたら、14日以内に健康管理センターすこやか、または役場法勝寺庁舎・天萬庁舎の町民生活課で手続きを行ってください。

お問い合わせ先
法勝寺庁舎 税務課
TEL 66-4802

○10月から年金天引き（特別徴収）される国民健康保険世帯主の平成20年度の納付方法					
普通徴収			特別徴収（年金天引き）		
第1期（7月） 7月31日	第2期（8月） 9月1日	第3期（9月） 9月30日	10月	12月	平成21年2月
従来どおり納付書や口座振替による納付			年額から1期～3期分の合計額を引いた額を3期に分けた金額		
○平成20年10月から年金天引き（特別徴収）された国民健康保険世帯主の平成21年度の納付方法					
特別徴収（年金天引き）					
4月	6月	8月	10月	12月	平成22年2月
仮徴収			本徴収		
前年度2月の年金で引かれた額をそれぞれ仮徴収			確定した年額から仮徴収額を引いた額を3期に分けた金額		